

はじめに

1. 第2期時津町教育振興基本計画策定の趣旨

時津町では、教育基本法第17条の規定に基づき平成24年度に「第1期時津町教育振興基本計画」により4年間の基本計画を定め、数々の施策に取り組んできました。

第1期計画においても、「志を立て、その実現に向けて、人生を切り拓く時津人の^{とぎっぴと}育成」を基軸とし、教育理念及び教育目標に基づき各種施策の推進を図ってまいりましたが、これら目標の達成はいまだ途上にあると考えられます。また、この間、教育行政に関しては、いじめ対策、体罰問題、グローバル化への対応などの教育課題への対応が強く求められるようになりました。さらに、平成27年4月には地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正（平成26年法律第76号）による教育委員会の制度改革が行われ、これまで以上に責任を持った教育行政の展開が求められるようになりました。

本町においても、これらの要請に対応するため、教育行政に関しこれまで以上に効果的、かつ、計画的な事業展開が図れるよう対応が必要になっております。

本計画は、現計画の終期に伴い、これら教育行政を取り巻く課題や現状を考慮することのほか、それまでの成果や課題を検証し、本町の実情を踏まえた平成28年度から平成32年度にかけての5年間の教育行政の基本的方向と具体的な施策の体系を示しています。

2. 第2期時津町教育振興基本計画の位置づけ

- (1) 本町教育委員会に関連する施策についての計画・目標であり、本町の教育行政推進の指標と位置づけています。
- (2) 本計画は、平成23年7月に策定された「第5次総合計画」の教育分野、及び平成27年4月1日から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律に基づき町長が平成27年10月に策定した「時津町教育大綱」の内容を更に具体化した行動計画であり、町の実情を踏まえつつ、時代の要請に応えるための要素を勘案し施策の展開を図るためのものです。（別表1）

3. 第2期時津町教育振興基本計画の期間

- (1) 本計画は、「第5次総合計画（後期基本計画）」及び「時津町教育大綱」との整合性を図るため、平成28年度から平成32年度までの5年間の計画とします。
- (2) 本計画は、平成32年度に計画期間が終了しますが、「時津町総合計画（後期基本計画）」や「時津町教育大綱」のほか、国、県の「教育振興基本計画」の内容を参酌して策定します。

(3) 国や県による制度改正があった場合や社会情勢等に変動があった場合などには、柔軟に対応していきます。

時津町第5次総合計画及び時津町教育大綱と時津町教育振興基本計画の期間

(年度)	27	28	29	30	31	32	33
時津町総合計画	時津町総合計画（基本計画：～H32）						次期計画
	前期計画	後期計画					
時津町教育大綱	教育大綱（H27～H31）					教育大綱(H32～)	
時津町教育振興基本計画	現計画	第2期教育振興基本計画（H28～H32）				次期計画	